

令和5年度第5回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和5年8月10日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和5年度第5回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和5年8月10日(木) 午後1時41分

3. 閉会日時 令和5年8月10日(木) 午後3時35分

4. 出席農業委員(14名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	沼尾京子	5番	蛭沢清子
6番	小野寺正八	7番	鶴ヶ崎勝也
8番	中野一男	9番	蛭名修二
10番	蛭名勲	11番	久保田正一
12番	甲地俊隆	13番	甲地武彦
14番	藤井久	15番	沼尾幸一

5. 欠席農業委員(1名)

4番 浅井弘志

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

漆玉	岡山伴樹	表町	山田昭二
土橋	土井文隆		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

小川原	市川裕美	旭町	蛭名香織
-----	------	----	------

8. 会議に付した案件

- 報告第13号 農地の転用事実に関する照会について
報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第22号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第24号 東北町農用地利用集積計画の決定について
議案第25号 東北町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

9. 議事録署名委員

7番 鶴ヶ崎 勝也

8番 中野 一男

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 竹内 恒幸 事務局主査 荒木 浩美

11. 書記

事務局副参事 乙供 信博

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局員 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。
「こんにちは」、着席願います。
ただいまから、8月2日に招集通知しました第5回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、14名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
なお、農地利用最適化推進委員3名の出席があります。本日、4番 浅井 弘志 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局員 ありがとうございます。
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、報告2件、議案5件であります。充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。

議 長 議事録署名者には、7番 鶴ヶ崎 勝也 委員、8番 中野
一男 委員を、指名いたします。
なお、書記には、乙供副参事を任命いたします。

議 長 日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しま
した。

議 長 日程第3 報告第13号 農地の転用事実に関する照会について
議題とします。
事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。
報告第13号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったの
で現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告す
るものです。
なお、現地確認は、8月2日、農業委員2名沼尾 京子 委員及
び蛭沢 清子 委員と事務局職員2名により、遅滞なく現地調査
を行い、現況が農地であるか否か確認しています。
2ページをお開きください。
受付番号17番、1件について説明いたします。
(受付番号17番、1件朗読説明省略) 以上、1件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第13号の朗読及び説明がありまし
た。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議 長 質疑なしと認め、報告第13号は、原案のとおり報告済といたし
ます。

議 長 日程第4 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定によ

- 議長 　　る届出書の受理について、議題とします。
事務局より、朗読及び説明を願います。
- 事務局長 　　3ページをお開きください。
報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の
受理について、別紙のとおり届出書を受理したので報告するもの
です。
報告資料は4から8ページとなります。
（受付番号30番から45番、16件朗読説明省略）以上、16
件です。
- 議長 　　ただいま、事務局より報告第14号の朗読及び説明がありまし
た。
ご質疑等ありませんか。
- 9番蛭名修
二委員 　　資料4ページの受付番号33番、5ページの受付番号34番は誰
が耕作していますか。この農地は、誰かに貸していますよね、相
続した本人ではないですよ。
- 事務局員 　　はい、共有地で相続した兄弟の弟が、現在耕作されていると確認
しております。
- 9番蛭名修
二委員 　　はい、分かりました。
- 議長 　　そのほか、ございませんか。

（質疑なし）の声あり。
- 議長 　　質疑なしと認め、報告第14号は、原案のとおり報告済といたし
ます。
- 議長 　　日程第5 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく
農業委員会の許可について、議題とします。
事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長 　　9ページをお開きください。
議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会

事務局長 の許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり（1）所有権移転3件の許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。
10ページをお開きください。所有権移転3件について説明いたします。
（受付番号15番から17番、3件議案朗読説明省略）以上、3件です。

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

（異議なし）の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第21号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 日程第6 議案第22号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 12ページをお開きください。
議案第22号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので（1）自己所有地転用1件について現地調査が行われております。
それでは、議案の説明をいたします。
13ページをお開きください。
（1）自己所有地転用の1番の位置図面等資料については、14ページから17ページのとおりです。
（受付番号1番、1件議案朗読説明省略）以上、1件であります。

議 長 ただいま、事務局より議案第22号の朗読及び説明がありました。これには、現地調査が行われていますので、3番 沼尾 京子 委員より、現地調査の報告をお願いします。

3番沼尾京子委員 議案第22号の現地調査の報告をいたします。
（説明朗読省略）以上、報告いたします。

議長 ただいま、3番 沼尾 京子 委員より、現地調査の報告が終わりました。
本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第22号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第7 議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 18ページをお開きください。
議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので(1)所有権移転3件、(2)賃貸借権の設定2件について現地調査が行われております。
それでは、議案の説明をいたします。
19ページをお開きください。
所有権移転、受付番号1番の位置図面資料等については、20から22ページ、受付番号2番の位置図面資料等については、23から25ページ、受付番号3番の位置図面資料等については、26から27ページのとおりです。
(受付番号1から3番、3件議案朗読説明省略)以上、3件であります。
次に賃貸借権、受付番号4番の位置図面資料等については、29から30ページ、受付番号5番の位置図面資料等については、31から33ページのとおりです。
(受付番号4から5番、2件議案朗読説明省略)以上、2件であります。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。これには現地調査が行われていますので、所有権移転1番と2番について3番 沼尾 京子 委員より、所有権移転3番と賃貸借権の設定4番と5番については、5番 蛭沢 清子 委員より、現地調査の報告をお願いします。

3 番沼尾京子委員 議案第 2 3 号の所有権移転 1 から 2 番の現地調査の報告をいたします。
(説明朗読省略) 以上、報告を終わります。

5 番蛭沢清子委員 議案第 2 3 号の所有権移転 3 番、賃貸借権設定 4 番、5 番の現地調査の報告をいたします。
(説明朗読省略) 以上、報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。
ただいま、3 番 沼尾 京子 委員及び 5 番 蛭沢 清子 委員より、現地調査の報告が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

9 番蛭名修二委員 資料 2 8 ページの賃貸借権設定 4 番、5 番の申請地は町有地ですよ。記載の明記は東北町が出てこないですよ。東北町長は出てきていますが、契約する時は、このように明記してきたのかお尋ねします。
町長は職名ですよ、借受人には会社名が出てきます。この場合は、貸出人については、東北町も明記されるのではないかと思いましたが、これまでどのように契約をしてきたのか確認をいたしてお聞きします。

事務局長 はい、申請地は町の放牧場でありまして、財産の使用許可を取ってやっております。当然、町の財産の代表は東北町長で契約をしています。これまでの契約は、全てこのようになっています。

7 番鶴ヶ崎勝也委員 今の件について回答が明確でないので、後日確認をして報告するという事でよろしいのではないのでしょうか。

議 長 次回までに、事務局で確認してからの報告でよろしいでしょうか。

9 番蛭名修二委員 はい、お願いします。

1 0 番蛭名勲委員 資料 1 9 ページの 1 番の所有権移転についてですが、水田の関係で改良区の除外申請がなされた転用許可ですか。

事務局長 はい、申請地を管理している土地改良区より意見書が添付されて
おります。

10番 蛸名
勲委員 はい、分かりました。

7番 鶴ヶ崎
勝也委員 関連になりますが、改良区の意見書が提出されているとの事
ですが、記載の業者が全て責任をとるとの事で理解してよろしいので
すね。

事務局長 はい。

7番 鶴ヶ崎
勝也委員 では土留めについて、お聞きしますが、水路関係で他にも太陽光
発電がありますが、全て対策をしていないのですよ。要望で出せ
ないのかお聞きしたい。

事務局長 はい、土留めについても記載がありますので大丈夫です。

議 長 事務局より土留めについても記載があるという事で大丈夫との
事です。ご理解よろしいでしょうか。

7番 鶴ヶ崎
勝也委員 はい。

議 長 そのほか、ございませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第23号は、原案のとおり承認することに
決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第8 議案第24号 東北町農用地利用集積計画の決定に
ついて、議題とします。
7番 鶴ヶ崎 勝也 委員には、東北町農業委員会規則第17条
議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いします。

(7番 鶴ヶ崎勝也委員 退席)

議長 事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 34ページをお開きください。
議案第24号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。
35ページをお開きください。
農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。
36ページをお開きください。
これらの記載内容は、公益社団法人あおもり農業支援センターによる農地中間管理機構の事業となります。
最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書の(1)貸借、受付番号17番から21番、5件について説明いたします。
(受付番号17から21番、5件議案朗読説明省略)以上、5件であります。
39ページをお開きください。
(2)使用貸借、受付番号54番から62番、9件について説明いたします。
(受付番号54から62番、9件議案朗読説明省略)以上、9件であります。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第24号は、原案のとおり承認することに決定しました。
7番 鶴ヶ崎 勝也 委員の入場をお願いします。

(7番 鶴ヶ崎勝也委員 入場、着席)

議長 日程第9 議案第25号 東北町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、議題とします。
事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 4 3 ページをお開きください。
議案第 2 5 号 東北町農業委員会農地等の利用の最適化の推進
に関する指針の見直しについて、農業委員会等に関する法律第 7
条第 1 項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を
別紙のとおり見直し、同条第 4 項に基づき公表するものです。
4 4 ページをお開きください。
(4 4 ページから 4 6 ページについて朗読説明省略) 以上です。

議 長 ただいま、事務局より議案第 2 5 号の朗読及び説明がありました。
ご異議ありませんか。

1 4 番藤井 最適化の推進に関する指針という事で、最終的に目標を達成でき
久委員 れば良いのですが資料 4 4 ページの(1)遊休農地の最終解消目
標で令和 1 1 年 3 月には面積が 0 パーセントとなっております
が、かなり難しい設定ではないでしょうか。

事務局長 はい、これは、平成 2 9 年度最初に設置した計画があり、今回ま
た農業委員、農地利用最適化推進委員が任期満了によって変わ
りましたので、新たに設定して下さいとの事と言われて設定する
のですが、私も平成 2 8 年度の設定の数字を見て同じ設定の仕方を
しているものですから、同様の見方をしたのですが、3 年後の目
標という事で次の見直し時期が、令和 1 1 年 3 月に見直しがあり
ます。3 年毎に見直しが可能となります。
今までも任意の数字ではありますが、ちなみに 0 ヘクタールに下
げないほうがよろしいですか。

1 4 番藤井 絵に描いた餅とか、決定できない数字をただ単に記載して 4 4 ペ
久委員 ージにある農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農
地法とありますが、みんなが本当にできるのか、やっていかなけ
ればならいのですが、無理な数値を目標に掲げて良いものなの
か。頑張らなくてはならないのですが、頑張っやりましょうと
いうのであればやりましょう。

議 長 事務局の思いもあるという事で令和 5 年 8 月の遊休農地の割合
が、0. 8 パーセントで 3 年後には、0. 4 パーセント、そして次
の 3 年後は 0 にしたいという思いで設定したと思います。

1 1 番久保
田正一委員

今の質問の関連となりますが、この指針の表の中を見て令和5年8月の面積についてですが例えば、現在、過去、未来の状況を棒グラフ等で作成して3年前、3年後、6年後の長期的将来の目標を立てやすい様に資料等を提出していただき皆で協議していくのが目標の立て方ではないでしょうか。
藤井委員が申し述べたように0ヘクタールにするにはかなり厳しいものがあるのではないのでしょうか。事務局には、かなりご苦労をかけるのですが、会長と相談しながら、目標を立てていけば良いのかと思います。

議 長

久保田委員がお話ししたとおり農地利用最適化推進委員の制度の導入も6年前で、農家も高齢化が進み遊休農地、荒廃農地が増えてきたという事で推進委員の活動もおこなっている状況です。令和5年度8月の農地面積が8,110ヘクタールで遊休農地が68.8ヘクタールですので、これから徐々に少なくしていかなければならない事が我々の任務でありますので、来年以降、令和8年7月までには少なくして令和11年8月までには遊休農地を無くするという思いを含めて目標を計画立てていきますので、よろしく願いいたします。

議 長

そのほか、ございませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長

異議なしと認め、議案第25号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
第5回東北町農業委員会総会を、閉会いたします。

———— 閉会 午後3時35分 ————